

3. 案件

(1) 大門橋下流水管橋架替工事

意見・質問	回答等
<p>○入札参加可能業者数が 112 社に対して参加申込業者が 4 社であった理由は、何が考えられるのか。</p> <p>○この工事は、広い範囲で入札参加業者を募集しているが、範囲を広げないと参加申込業者が少なくなると考えたのか。</p> <p>○広げた上でも結果的には 4 社、その内参加を認めた業者は 3 社しかなかった。工事期間が長い等が理由として考えられるということだが、本工事の内容からすれば、工事期間が長いことは業者の方でも理解していると思われる。工事期間以外の原因は考えられないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件については、工事期間が 3 箇年の継続工事でありますので、配置技術者が長期間拘束されることを考慮し、参加業者数が少なかったと考えています。 ・ 今回の案件につきましては、参加が少ない可能性が見込まれましたので、当初からエリアを広げました。通常、水道施設という業種を最希望とされている業者を対象としますが、本件については、希望とする業者も対象とすることで、ある程度業者の参加数を広げた上で案件を成立させるための要件設定を行いました。 ・ 期間の問題以外にあるとすれば、施工実績として、水管橋の新設又は架替工事を元請業者で竣工したという要件を求めているところです。水道施設で登録されている業者の中でもその要件に合致している業者が余りなかった可能性は否めないと考えられます。

(2) 長岡京市庁舎建替関連工事 (その1)

意見・質問	回答等
<p>○この工事は、長岡京市内の業者に限って選定しているのか。</p> <p>○この工事は、市役所の庁舎建替関連工事です。市内業者も興味があると思うが、参加業者が 2 社となった要因は何が考えられるのか。</p> <p>○この工事の請負金額は 7,000 万円を超えています。当然、専任の技術者を配置しなければいけないが、これは規則等で決まっているのか。</p> <p>○専任の技術者を配置しなければならないことが、参加業者が 2 社となった要因の一つとして考えられるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件については、特定建設業の許可を建築一式工事について受けている業者で、長岡京市内に営業拠点である本社若しくは営業所を置くものを対象としています。 ・ 民間工事の需要等もあり、建築一式工事は、業者の参加が低い状況にあります。実際にヒアリングをしている中で、民間工事が忙しいというお話を聞いております。そういった状況の中、2 社が入札に参加したと考えております。 ・ 建設業法で決まっています。土木工事 3,500 万円以上、建築工事 7,000 万円以上です。 ・ それも一つの要因として考えられます。業者によって技術者の人数も限られていますので、民間工事も含め複数の工事を受注できない状況の中、入札参加業者が少ないという結果になったものと考えています。

(3) 市道第 4 0 2 3 号線他舗装維持工事

意見・質問	回答等
<p>○入札を辞退された業者があるが、辞退の理由は把握されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の入札は、電子入札で実施しました。業者より、辞退と入力し提出されたため、理由は把握できていません。また、個別に辞退理由について、確認も行っていない。
<p>○舗装工事は、落札率が全般的に低くなっている。建築工事が高止まりしているのに対し、舗装工事が低くなっているのには何か要因があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装工事を施工する業者の中には、工事に必要な物を自社で全て用意でき、下請業者に発注しないことがあります。この工事は、舗装業者で全て施工できるものであるため、このような金額で落札されたと考えられます。
<p>○舗装業者は、比較的工事が少ない時期があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例年、第三・第四四半期は比較的忙しいです。本件につきましては、業者が多数参加していただける時期に発注しました。
<p>○入札の時期を前倒したことで、参加業者を確保し、低価格の落札額になったと考えられるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期発注したとしても、低価格の落札額となるかは、言い切れないと思いますが、工事が集中する時期を避けることで、一定の入札参加業者を確保できたと考えています。
<p>○舗装工事の落札率の低さが目立つが、低額で落札したことによる品質の低下はないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事担当課で日々の現場での進捗状況を把握し、工程ごとに段階確認を実施することで、品質が確保されていることを確認しています。また、検査指導課の完成検査でも契約書及び設計図書どおりに施工されているか確認しています。

(4) 長岡第四中学校南棟トイレ改修工事

意見・質問	回答等
<p>○この工事の工事期間は、学校の夏休みを想定してのものか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりです。校内での工事となるため、夏休み期間を中心に工程を組み発注しました。
<p>○この工事は、簡易公募型指名競争入札で発注されているが、これは、発注者側から何社か指名するという入札方式なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易公募型指名競争入札は、入札参加資格に該当する業者の中で希望されている業者に参加表明を提出していただき、その審査の結果で指名するという形になっております。
<p>○その中でも参加申込業者が 2 社しかなかったのか。入札参加資格に該当する業者は、何社あったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格に該当する業者は、10 社ありましたが、それぞれの業者の事情により、2 社が参加申込をされたと考えております。
<p>○入札結果では、2 社のうち 1 社が不着となっているが、1 社だけの入札で、落札業者が決定することになるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・結果的に 1 社だけの応札でしたが、電子入札のため、応札した業者は、参加表明をした業者数、実際に指名された業者数もわからない状況です。したがって、自社だけが参加しているという認識がない状態での入札ですので、一定の競争性は確保できていると考えております。
<p>○この工事は、長岡京市内に本社を置くことが参加資格の要件になっているが、これを広げることはできなかったか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の案件につきましては、年度の早い時期での発注であり、選定基準に基づいて公募を行いました。仮に、今回の工事が不調になっていましたら、要件等を変更し、再公告していた可能性はあります。
<p>○建築分野では、民間工事も忙しく、業者が揃わないという中で入札をしなければならないという状況になっている。参加業者が少ないということは、競争性が確保されていないということになる。長岡京市内業者の育成もあると思うが、民間需要の対応も考え、せめて 4~5 社ぐらいの応札ができるよう検討されてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事では、入札参加業者が少ない状況が続いていますので、建設工事の請負業者選定委員会の中で、検討する必要があると考えています。

(5) 勝竜寺城公園改修工事

意見・質問	回答等
<p>○この工事では、最低制限価格が設けられていないが、基準はあるのか。</p> <p>○入札価格に差が少ないが、材料等に差がつきにくい工事なのか。</p> <p>○造園業者は、一般的に下請け業者に発注せず、自社で工事を行うものなのか。</p> <p>○入札参加資格について、業者数が少ない場合は、参加資格等範囲を広げる必要があると考えられるが、工事種別が「造園」となっているものに関しては、例年、一定の入札参加が見込まれている。今後も、造園工事については、参加条件「長岡京市内に本店を置く業者」を継続していただきたい。</p> <p>○長岡京市最低制限価格制度運用基準について、この基準の最終の見直しは、平成 23 年です。最低制限価格は設計額 500 万円以上のものについて設けられているが、この金額の変更は、検討されないのか。時代の情勢により検討すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 500 万円を境として、最低制限価格を設けています。この工事は 500 万円未満の案件でありますので、設定しておりません。 ・ 内訳書等を入札前に確認いたしますが、どの業者も正確に積算をされていますので、このような結果になったものと推測しています。 ・ 一般的に植栽等の工事は、自社で施工されることがほとんどです。工事概要中のインターロッキングブロック舗装等の工事は、下請け業者に発注される場合もあります。 ・ 最低価格の件ですが、検討はさせていただいております。その中で、特に問題が起こっていないということもあり、現状のとおりで継続させていただいております。

(6) 市道第 4 0 2 1 号線石畳舗道維持工事

意見・質問	回答等
<p>○この工事は、当該工種を最希望とする土木一式工事の業者を募集しているが、舗装工事ではないのか。</p> <p>○工事概要に、インジェクト工法同等品以上と記載されているが、どのような工法なのか。</p> <p>○西国街道の石畳舗道は、交通量が多いこともあり痛みが早いのではないかと思われる。車があまり通行しないような対策をとれないか。</p> <p>○この工事は、14 m²の補修工事ですが、単価的に言えば高額です。西国街道については、石畳舗道を通常のアスファルト舗装に変更する、あるいは時間帯によって車を通さない等の対策が必要だと感じます。直接入札とは関係ないが、検討してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、アスファルト舗装工事ではなく、石畳舗道の補修工事であるため、土木一式工事で募集しました。 ・インジェクト工法は、石畳と基盤舗装との間に衝撃吸収性と接着性に優れたアスファルト系材料を使用し、耐久性の高い車道用石畳ブロック舗道を構築するものです。 ・西国街道は、歴史街道という位置づけでありますので、石畳をさせていただいています。一方通行ではありますが、車が通行しているのが現状です。その点については、今後の課題と考えています。 ・石畳舗道の補修は、通常のアスファルト舗装より割高となるため、アスファルト舗装にしたかどうかというご意見があるところです。その点については、今後、考えていかなければならないことです。

(7) 長岡第八小学校擁壁補強修繕

意見・質問	回答等
<p>○今回、長岡第八小学校で別途工事を施工している業者と随意契約を結んでいるが、別途工事とはどのような工事なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡第八小学校の給食室・プール等の建設工事です。
<p>○この工事を緊急性がある随意契約と判断したのはどういった経過からか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁が傾き、基礎部分のひび割れが認められた今回の修繕箇所は、周辺に、多数の児童が使用する遊具等があり、学校教育活動の安全のため、緊急で修繕いたしました。
<p>○擁壁やブロック塀等は、震災以降問題となっている。定期的に擁壁やブロック塀等に関しての点検等はしていないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設については、教職員の方々が施設の点検をされています。また、教育委員会でも、点検をしております。今回、擁壁が傾く原因となった樹木についても、剪定しております。
<p>○専門家が点検等をするということはないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会での点検は、教育部教育総務課の建築士が行っています。
<p>○長岡第八小学校で別途工事を施工している業者と随意契約を結んでいるが、この業者でなければならない理由は何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の修繕は、長岡第八小学校で別途工事を施工していた箇所に隣接していたため、打ち合わせ等がスムーズに進むことと、他の業者が入ると、業者間の日程調整等に時間がかかることを考慮し、随意契約で行いました。
<p>○今回の修繕は、樹木の根により擁壁の一部が傾いたことにより施工されたが、短期間で擁壁が傾いてきたわけではないと思われる。地震や風水害等で修繕が必要になったものとは違いがある。常時施設を監視することによって、緊急性が回避できるものと考えられるがその点はどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 14 小中学校につきましては、施設の定期点検を実施し、未然に危険と思われる箇所の補修等を行っています。今回は、長岡第八小学校敷地で別途工事があったため緊急による随意契約で修繕を行いましたが、今後は、定期点検の質を向上させることでできるだけ、随意契約にならないよう努めたいと考えております。
<p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	

様式 6 - 1 (定例会議)

<p>ただし、今後の課題として、特命随意契約を避けていくことは、必要なことだと思います。特命随意契約は、あくまでも特別であります。特に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号は特例です。回避できる方策があれば、その方策を検討していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>	
--	--